

## 商法

次の【設問】の(1)、(2)の両方に答えなさい(配点は1:1)。解答に際しては、適宜、条文を挙げること。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

### 【設問】

甲株式会社(以下、「甲社」という。)は、会社法上の公開会社でない会社であり、取締役会設置会社であり、かつ監査役設置会社である。甲社の年商は1億円、貸借対照表の総資産額は20億円ほどで、ここ10年ほど本業は赤字であり、資産の売却益で利益を確保して少額の配当を継続している。甲社の取締役はA、B、C、代表取締役はAであり、監査役はDである。

乙株式会社(以下、「乙社」という。)は、Aの家族がその発行済株式を保有し、また経営している会社であり、Aは乙社の代表取締役である。平成29年5月頃、経営の思わしくない乙社が丙銀行から1億円の融資を受ける際、甲社の連帯保証を要求された。Aは、甲社の取締役会に諮れば反対されるだろうと考え、取締役会に諮ることなく、平成29年7月に、これを実行することとした。

この場合において、下記の問いに答えなさい。なお、(1)と(2)は独立した問題とする。

(1)平成29年6月頃、Dは甲社の従業員から、Aが取締役に諮らず、独断で甲社の代表取締役として、乙社が融資を受けるための連帯保証人になろうとしていることを知らされた。Aの行為を阻止するためにDは会社法上どのような手段を取り得るか。

(2)上記の事情はB、C、Dのいずれにも知られることなく、丙銀行による融資および甲社による連帯保証は実行された。しかしながら、乙社の業績は悪化の一途をたどり、令和3年11月に同社は多額の負債を抱えたまま倒産した。甲社は丙銀行に対し、借入金の残高である8,000万円を支払った。Eは甲社の株主である。このとき、①Eは、Aが甲社に対して負う責任を追及することができるか。また、②Eは、AがEに対して負う責任を追及することができるか。

(80点)